

感染症ごとの出席の取扱いについて（様式は小平第五中学校 HP へ）

以下の学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法により「出席停止」と定められています。
登校の際は、「登校届」（保護者記入）か「登校許可書」（医師の証明）を担任まで提出してください。
なお、「登校許可書」は、医療機関の定める文書料が必要となりますので、ご了承ください。

学校感染症

第一種 （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における一類、二類感染症）	
病名	出席停止期間
例：痘そう、ペスト、鳥インフルエンザ（H5N1）等	治癒するまで。

第二種 下表のとおり（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く） ※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。	
病名	出席停止期間
インフルエンザ ※ ¹	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後三日を経過するまで。
風疹	発疹が消失するまで。
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症 ※ ²	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※¹インフルエンザについては、「登校届（インフルエンザ用）」をご提出ください。

※²新型コロナウイルス感染症については、「登校届（新型コロナウイルス用）」をご提出ください。

第三種	
病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、带状疱疹、伝染性紅斑など）	結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症は病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

※登校については医師の指示に従ってください。その他の感染症は、原則として登校許可書は必要ありません。罹患期間を学校へお知らせください。